

2024年12月2日

半導体等の重要分野で対外技術移転に事前報告を義務付ける貿易管理上の官民対話スキームの創設および運用開始

弁護士 松本 拓 / 弁護士 田村 允

Contents

- I. はじめに
- II. 改正省令案等からの変更点
- III. 意見公募手続および Q&A から明らかとなった実務対応のポイント
- IV. おわりに

I. はじめに

2024年10月30日、経済産業省(以下「経産省」という。)は、「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令」を改正¹(以下「本改正」という。)するとともに、当該省令に基づいて、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引について報告を求める告示²(以下「本告示」という。)を制定した(本改正および本告示の制定をあわせて、以下「本改正等」という。)³。

本改正等は、電子部品や半導体などの10分野で、海外への技術移転に際して事前報告を義務付け、日本が優位性を有する技術の流出防止を意図するものだが、施行されればグローバルに事業を展開する企業への大きな影響が予想される。本改正等にかかる省令案および告示案(以下「改正省令案等」という。)は、2024年9月6日に経産省から公表され、1か月間の意見公募手続を経て、今般の本改正等に至った。こ

1 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/20241030_syousei.pdf

2 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/20241030_kokuji.pdf

3 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#241030>

れを受けて、11月15日に「技術管理強化のための官民対話スキーム」と題する制度概要資料⁴、Q&A⁵、報告様式⁶が公開された。本告示の施行日は12月30日とされており、運用開始に向けて、事前にこれらの資料を確認しておくことも重要と考えられる。

本稿では、改正省令案等からの変更点、および意見公募手続で寄せられた意見に対する経産省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課技術調査室(以下「経産省技調室」という。)の回答およびQ&Aのうち実務上参考にすべきポイントを紹介する。なお、本改正等の経緯および概要については、改正省令案等の公表時の当事務所ニュースレターを参照されたい⁷。

II. 改正省令案等からの変更点

経産省は、意見公募手続で寄せられた懸念や疑問等を踏まえて、省令および告示の内容を一部変更した上で、本改正等を行った。

本告示に関する主要な修正点は、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項各号(7号を除く)に該当する取引が事前報告の対象外であることが明確化されたことである⁸。

これにより、事前報告が不要な取引は公知の技術(同項9号)、基礎科学分野の研究活動(同項10号)、貨物の輸出またはプログラムに付随して提供される使用にかかる技術のうち必要最小限のものを提供する取引などに拡大されることとなった⁹。当該修正案は、改正省令案等では、事前報告義務の対象外の取引が「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号口又はニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの」に限定されていた¹⁰ため、外為令上の事前許可を要しない役務取引等について、事前報告の対象外であるか明らかでないという指摘に対応したものである。経産省技調室によれば、この修正により、「実施のためのノウハウ等の提供を伴わない単なる特許ライセンスの供与」は公知情報の提供として事前報告の対象外となる¹¹。また、基礎研究についても事前報告の対象外であることが明確化された¹²。

一方で、意見公募手続では、「おそれが少ないことが明らかなもの」(本告示1号口)という規定の不明確さに関する指摘も複数あったが、経産省技調室は「ビジネス上の取引の形態は様々であり、一概に規定すること

4 経産省貿易経済安全保障局「技術管理強化のための官民対話スキーム」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/241115_kanmintaiwa-gaiyo.pdf

5 『「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関するQ&A』

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/241115_kanmintaiwa-ga.pdf

6 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.meti.go.jp%2Fpolicy%2Fanpo%2F241115_kanmintaiwa-yoshiki.docx&wdOrigin=BROWSELINK

7 松本拓ほか「半導体等の重要技術分野で海外への技術移転に事前報告を義務付ける貿易関係貿易外取引等に関する省令等の改正案」(2024年10月3日)https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/241003.pdf

8 前掲注2に同じ

9 貿易関係貿易外取引等に関する省令 https://laws.e-gov.go.jp/law/410M50000400008/#Mp-At_9

10 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000279428>

11 経産省技調室貿易管理部安全保障貿易管理課「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令(案)等に関する意見公募手続の結果について」<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000281940> 質問番号15-5

12 前掲注11 質問番号1

は難しい」として、個別の取引に当たって事前報告の要否に関する懸念を有する事業者には事前相談を求めている¹³。また、経産省技調室は、運用開始後の事業者からの相談を踏まえて一般化できるような事例があれば、今後 Q&A 等を公開し、周知するとしている。なお、2024 年 11 月 15 日に公表された「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関する Q&A¹⁴は、現時点では概ね意見公募手続の結果をまとめたものとどまる。もっとも、「おそれが少ないことが明らか」という規定についても、「一般化できる事例については、今後、本 Q&A 等により、周知して」いくこととしており、同 Q&A には今後の改訂も含めて注目すべきだろう¹⁵。

III. 意見公募手続および Q&A から明らかとなった実務対応のポイント

本告示により事前報告が要求される具体的な範囲は、規定からは必ずしも明確とはいえないが、意見公募手続の結果では、その運用の一定の方向性が示された。経産省技調室によれば、報告対象となる契約は「報告対象となる重要管理対象技術の提供について合意、意思決定を行う契約」である¹⁶。

もっとも、委託の検討の前提となる秘密保持契約(NDA)の締結時点で事前報告が必要になり得るかという質問に対して、経産省技調室は、当該 NDA が「交渉内容の秘密保持を約するものに過ぎず、具体的な重要管理対象技術の提供を約するものでなければ、直ちに報告の対象となるものではないが、「当該 NDA の締結により重要管理対象技術の提供が開始されるのであれば報告の対象となる」とする¹⁷。したがって、契約の類型のみから事前報告の要否を判断することはできず、事業者にはケースバイケースの判断が求められることになる。

また、技術の提供先が 100%出資する海外の子会社であっても、事前報告が必要とされる点にも留意が必要である¹⁸。

意見公募手続の結果においては、報告や技術提供のタイミングに関しても重要な見解が示されている。

報告を行うべき時点について、経産省技調室は、「当該技術提供について当事者間の合意、あるいは、社内で機関決定するタイミング」とした上で、判断に迷う場合は、個別の相談を推奨する¹⁹。また、報告後、技術提供までの期間について、本件の概要資料においては、事前報告からインフォームの発出までの間は原則 30 日以内という記載がある²⁰ものの、本改正等においてその旨の明示的な規定はないことから、この期間はあくまで「運用の目安」とされる²¹。したがって、当該 30 日間は技術提供の禁止期間ではないが、「技術流出の懸念が払拭できない場合、直ちにインフォームを実施する場合」もある²²。一方で、「早期の事前相談により技術流出の懸念が払拭されていれば」、速やかにインフォームを行わないという判断をする場合もあるとして、事業者に積極的な事前相談を促している²³。

13 前掲注 11 質問番号 9

14 前掲注 5

15 前掲注 5 質問番号 1-5

16 前掲注 11 質問番号 49-1

17 前掲注 16 に同じ

18 前掲注 5 質問番号 1-7

19 前掲注 11 質問番号 49-7

20 経済産業省貿易経済安全保障局「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築について」(2024 年 9 月)
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000279429>

21 前掲注 11 質問番号 22-2

22 前掲注 21 に同じ

23 前掲注 21 に同じ

さらに、報告義務を負う可能性のある重要技術を取扱う事業者にとって重要と考えられるのが、本告示の施行日以前に締結された契約等の扱いである。経産省技調室は、施行前に締結済みの契約等に関して、本改正等の遡及適用がないことを明確にしている。一方で、「追加的に新製品の図面や製法に関する情報を提供するなど、施行前には提供されていなかった新しい技術を提供する場合には、事前報告の対象」となる²⁴。したがって、施行前に契約等が締結済みであることのみをもって事前報告を不要と整理するのは早計であり、事業者には事前報告の要否に関する慎重な判断が求められる。

IV. おわりに

本告示の施行日は、本改正等の公布から2カ月後の2024年12月30日とされた。本告示により求められる事前報告は経産省貿易経済安全保障局貿易管理部が担当し、既に事前報告に関する専用のメールアドレスが設けられている²⁵。したがって、同日以降、事前報告が必要となる事業者は、報告様式に記入の上で、当該メールアドレスに送付する対応が必要となる。経産省は、事前報告漏れに対して、外為法に基づく指導および助言を行う可能性があるとしており、事業者には適切な対応が求められる²⁶。今回、意見公募手続の結果やQ&Aの公表により明らかになったポイントもあるが、まだ実務上の運用には不明確な点も多く、間近に迫った施行後の対応については、引き続き注視が必要と考えられる。

また、本稿で紹介したとおり、意見公募手続の結果によれば、本改正等の運用が固まるまでの段階では、経産省が事業者からの幅広い事前相談に応じる想定であることが明らかにされた。この点は、制度概要資料でも、「原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す」という方向性が打ち出されている²⁷。なお、官民対話の担当課室は、対象技術ごとに異なるため、留意が必要である²⁸。経産省は、Q&Aにおいて、初期の計画検討段階からの相談によって、正式な事前報告時点で、「既にインフォームの要否判断を完了できていることも想定される²⁹」としており、本改正等の影響を受ける事業者は必要に応じて速やかに事前相談を行うことが望ましいといえるだろう。

以上

24 前掲注5 質問番号1-4

25 bzl-gijutsukanri-jizenhokoku@meti.go.jp

26 前掲注5 質問番号2-4

27 前掲注4 3頁

28 前掲注4 5頁

29 前掲注5 質問番号2-2

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 田村 允 (jo.tamura@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com